

岐阜県公報

目次

告示

建築基準法に規定する数値等の決定

(建築指導課)

ページ

号外(三) 平成二十七年一月五日

告示

岐阜県告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第七号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号並びに別表第三五の項(ロ)の規定する数値等を次のとおり定めるので告示する。

平成二十七年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 定める区域

瑞穂準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び岐阜・西濃建築事務所並びに瑞穂市都市整備部都市開発課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十七年一月五日

平成二十七年一月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社